

第4節 基本理念と基本方針

1 基本理念

人口減少や少子高齢化が進行し、厳しい財政状況の下でごみ処理を取り巻く環境も大きく変化しています。また、地球温暖化や近年頻発する災害等への対応が求められる中、将来にわたり適正かつ安定的なごみ処理が可能となる持続可能なごみ処理体制の構築が必要です。

本市では、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、市民、事業者、行政が連携・協働して 3R+Renewableを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指します。ごみそのものを減らすために、必要なものだけを購入し、ものを大切にするような心豊かな社会を形成していくことを基本理念として掲げます。

基本理念：「ゼロ・ウェイストかまくら」
の実現を目指して
～モノを大切に 心豊かな生活を～

2 基本方針

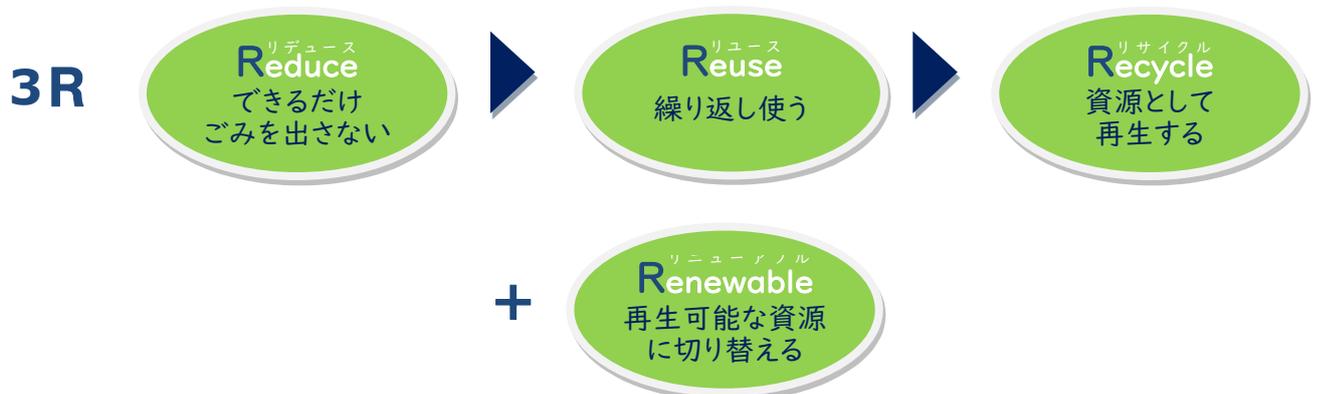
ごみ処理に関する課題を解決し、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指すために、次の4つの基本方針に基づく施策を実施します。

基本
方針

ごみの発生抑制を最優先とした 3Rの取組の拡充

家庭系及び事業系ごみについて、ごみそのものを減らすため、発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)の2つのさらなる充実を図るとともに資源の有効活用の視点から、引き続き、再生利用(リサイクル)も推進します。

さらに、プラスチック資源循環戦略及びプラスチック資源循環促進法を踏まえ、再生可能(リニューアブル)な資源の活用や資源に替える取組を推進します。



基本方針
2

適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

3Rの取組を進めた上で排出されるごみについては、焼却すると温室効果ガスを多く生じるため、地球温暖化対策の観点から環境負荷を極力低く抑えた処理を行います。

また、将来にわたり安定的な処理を行うため、広域連携等による効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築に向けた取組を進めます。

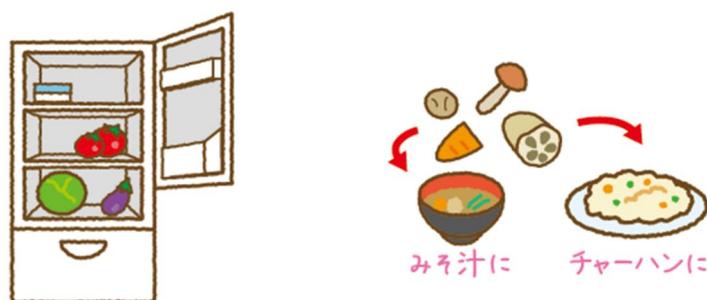
同時に、少子高齢化の進行等の情勢を踏まえ、処理にかかる財政負担の低減、市民・事業者の排出負担の軽減を勘考し、持続可能な処理体制の確立に努めます。



基本方針
3

食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）

令和元年（2019年）10月施行の「食品ロス削減推進法」に基づく食品ロス削減推進計画として位置付け、食品ロス削減の取組を進めます。



基本方針
4

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

市民、事業者、行政が、各主体の役割分担に基づいて積極的に行動するとともに、滞在者や関係機関と協力・調整を行いながら、連携・協働の強化を図ります。

